

第17回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成28年6月16日(木) 10時00分～12時00分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・スイッチング支援に関するご意見・ご要望、30分電力量・確定使用量通知のB/Pに関するご意見・ご要望について、個別ヒアリングを行い、ニーズの具体化を行う。
- ・ご意見・ご要望リストのうち、クローズとなったものについても別表にて管理し提供する。
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を7月13日(水) 目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局よりスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

- ・前回からの更新箇所を中心に説明。
- ・これまでに挙がっているご意見・ご要望について、要望の具体化のため個別ヒアリングを行う。
- ・前回実務者会議での議論及び、本リストの回答内容をもって一部項目(資料中グレーの網掛け)については、一旦クローズとする。(項番22,27,28,29,31及び32)ただし、再起票頂くことは可能。
- ・過去の起票分を確認できるよう、クローズ分についても別表にて管理し提供する。

■ 質疑等

・33について。具体的な事例をとのことであったが、個別に問い合わせしているものについて事務局で集約のうえ、こういう事例があるので改善願いたいと依頼いただけるということか。

→ご認識のとおりである。例えば、高圧のもので供給開始から1週間たっても受付工程が変わっていないというような場合には改善すべきかと考えている。(事務局回答)

⇒北海道電力は通常運用が4営業日後となっているため、1週間程度はかかってしまう。別の送配電事業者では、3週間たっても受付工程が変わっておらず、問い合わせたところ処理が遅れていますとの回答であった。想像以上に時間を要している実態もあるため、早急に何とかしたい。

→処理完了になるタイミングの話か、申込処理中となるタイミングの話か。

⇒申込処理中には、ほぼほぼ当日中になっている。処理完了となるタイミングが想像以上となっている。一番かかっていた事例では、ゴールデンウィーク中、5月4日を供給開始日として指定したもののうちの一部(十数件程度)の受付工程の切り替わりに時間がかかっていた。

⇒中部電力において、昨日(6月15日)時点で6月1日供給開始分の申込みのうち20件以上処理完了とされていないものがあり、状況確認の依頼を行っている。毎月毎月2週間程度受付工程が変わらなければ、都度送配電事業者へ問い合わせているのが現状である。具体的に件数が必要であれば集めることはできる。

→事例を具体的にいただければ、運用改善の検討も行いやすくなると思う。可能な範囲でご協力いただければと思う。

(事務局回答)

・42について。最近はかなり周知いただけるようになったと感じているが、臨時メンテナンスの場合、送配電事業者から契約のある小売電気事業者への通知がない例もある。送配電事業者は、スイッチング支援システムの窓口責任者ではなく、これまで高圧でやりとりしていたメーリングリストへ連絡を頂いているようだが、この運用ルールはどうなっているか。

→スイッチング支援システムの窓口責任者ではなく、契約方で把握している連絡先へ通知しているものと思われる。（事務局回答）

⇒広域機関からの通知は窓口責任者にあり、異なる連絡先へ通知がなされると社内の情報伝達が遅れてしまう。

→広域機関は、窓口責任者しか把握しておらず、また送配電事業者へ窓口責任者を連絡はしていないため、スイッチング支援システムで検索できる代表の方のみ把握できる状況である。また、送配電事業者へ臨時メンテナンスの際、契約のある事業者へ連絡するよう運用を依頼し、改善したのはここ 1 カ月であるため、それ以前は様々な状況があったものと認識している。連絡先の統一については、また検討が必要となる。（事務局回答）

⇒契約方へ必ず通知が来るのであれば、社内周知の上一旦運用で対処する。

・47 について。高圧の実量制であれば、計量データと併せて過去 12 か月の需給実績が送られており、契約電力を確認できるが、低圧の場合そのデータが提供されていないのではないか。

→低圧の場合、使用量情報照会により、30 分の最大需要のコマを 2 倍すれば最大需要電力が分かるため、試算いただくことで整理した認識である。

⇒当月の契約電力がどのように決まったかの根拠資料がないように思われる。

→低圧の実量制の契約も、契約電力算定結果内訳帳票を出すこととなっている。これは B P ではなく、標準化帳票のものとなる。

⇒高圧と同じように送られてくるという理解でよいか。どのように提供されるか、何かしらのドキュメントに記載はあるか。

→csv ファイル形式で各社の託送システムにて提供されるはずであり、もし提供されていないような状況であればご教示頂きたい。ドキュメントへの記載については、別途確認のうえ回答する。

・35, 36 について。広域機関側のメール通知機能の改修で対応できるものと考えているが、対応はいただけるのか。

→どのように対応できるか、検討を始めていないため何とも言えない。改修の可否、費用対効果含め検討させていただきたい。（事務局回答）

⇒現状、登録した宛先に対しメールが送信されているが、担当部署が分かれている場合には送信されたすべてのメールから、要不要を自分で判断しなければいけない状態となる。例えば、メールの振分け機能の活用をできるようにするため、件名に低圧、高圧、F I Tと書いていただければ、ユーザー側で振分けができて実務が効率的となる。

→メール機能だけでなく、データベースの持ち方などから改善する必要があると考えている。（事務局回答）

・37, 38 について。高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。

・39, 40 について。Web の機能として、広域機関側の機能の追加と認識している。送配電事業者側としては、広域機関にて複数件受け止め、1 件 1 件送配電側に送られるのであれば、今までの一括申請と同じであり、問題ないのではないかと考える。

→39 は添付ファイルを 1 つにできるか否かの問題もあるため、送配電側にも対応いただかないと実現できないと考える。40 はご認識のとおり、スイッチング開始申請等と同様に実装は可能と考える。（事務局回答）

⇒39 は 1 つの添付ファイルで、連記式のようなものが来た場合に本人確認として受け入れられるかという実務上の課題があるということか。

→ご認識のとおりである。例えば、添付ファイル有の申請が 1 件来た後に添付ファイルなしの申請が複数来ることとなり、現在必須となっている添付ファイルの必須を外すなど、確認する際ひとまとめとして確認するなど対応が必要となる。（事務局回答）

・41 について。ご指摘は理解できるが、過去実装の検討をした際、需要者情報変更とスイッチングという異動の性質が異なる 2 つを 1 つに纏めるというのは、システム的なハードルが高く、対応が難しいと考える。

・15 について。業務メッセージ（設計書）の 10 について、どの文字が登録不可文字であるか表示した方が分かりやすいのではないかとこのことであるが、メッセージコードを文字ごとに設定しなければならず、対応が難しいのではないかと。業務メッセージの 31 については、メッセージをあまり増やしてもということもあり、様々な不整合の形はあるが、「異動要求が不整合となり

ます。」と同じ内容のエラーを返している。スイッチング開始日と廃止日が整わないなど、エラーを返している実態は送配電事業者側も把握しており、その際小売電気事業者に分かりやすい形に見直すこともあり得るのではないかと課題認識している。メッセージはどのようなものを増やせばよいかは検討しており、形にできれば実務者会議にて示したい。ただ、エラーコードのバリエーションを増やすと、メッセージ ID が増えることとなり、小売電気事業者側のシステムの改修が必要になる。費用対効果という意味で、小売電気事業者側にもご理解いただけるかはご議論頂く必要があると認識している。業務メッセージの 32 についても、再点が重複している、廃止が重複しているなど、表示した方が親切ではないかとの指摘かと思うが、設備情報照会で何の申込が入っているかは分かるため、メッセージを修正ないしは増やしてまで対応するものではないと認識。業務メッセージの 33 について、メッセージの内容（文章）を変えるだけであれば、そこまで大きな改修でない認識であり、対応も可能かと考える。

・2,3 について。これは広域機関側の仕様に関する要望と理解してよいか。

→2 については、ご認識のとおりである。3 については広域・送配電双方の対応が必要になると考えている。（事務局回答）

⇒送配電側の入口は分かりやすくなっていると思い、一義的には広域機関側の表示ではないかと考える。

⇒使用していて分かりづらく感じるのは、広域側になる。例えば、高圧の対応をする人間は基本的に高圧の画面を使いたいが、「トップへ戻る」を押すと必ず低圧の画面に遷移してしまう。高圧を一旦選んで作業しているときに、トップへ戻る（ないしは別のボタンを用意）を押した場合は高圧のメニューに戻るような仕様にすれば、ある程度要望が満たされるのではないか。

・9 について。CSV ダウンロード項目へ小売事業者申込番号の追加要望があるが、小売事業者が申込管理のために独自発番しているものとの認識で良いか確認したい。仮にそうだとすると、申込管理のためには供給地点特定番号をキーに取り込めば良いと考えており、具体的なニーズを確認したい。実現には CSV ファイルのレイアウトの変更が必要となり、その費用に対する効果が見えないため、ご教示願いたい。

→具体的な事例として、関西電力にて供給地点特定番号を頻繁に変更される事例を確認している。その中で、廃止取次を行った時点では OK を頂いたが、（月過ぎか何かしらの原因で）開始申込みをしたタイミングで供給地点特定番号が変わってしまっているケースがあった。供給地点特定番号のみをキーとした場合に拾えないケースがあったため、件数自体は 1 件のみだが、小売事業者申込番号もあれば、行方不明となる申込がなくなると考える。

・11 について。入力確認のための情報として追加してほしいとのことだが、現在画面を開くと 10 地点ほど表示されているが、項目を増やすほど、スクロールが必要になる、表示件数を減らす必要があるなど、利便性の面とトレードオフとなる。ニーズの精査が必要と考える。

・24,25 について。これらは画面や API 項目の追加が必要になると考える。かなり改修規模が大きくなるため、見送りとさせていただきます。

・26 について。需要者から直接廃止申込をする供給地点の場合、新小売電気事業者が誰かはスイッチング開始申込をしない限り分からないこととなるが、この時スイッチング開始申込をした新小売電気事業者に対し、廃止申込があったか否かを情報として連携し紐付けて出そうとすると、難易度の高い機能の開発が必要となると考える。スイッチング開始申込をするときを念頭に置いているならば、受付工程を見れば廃止申込み待ちか否かは分かり、またマッチング状態も分かると考えられるため、高度な機能を追加してやるべきなのかと考えている。できれば見送りとさせていただきます。

・30 について。本件についても、CSV ファイルのレイアウトを変更することとなり、小売電気事業者側のシステムにも影響する。更新日時が分かることで、どの程度実務上にプラスがあるのか吟味したうえで、改修の要否を検討するべきと史料。

・クローズの案件はリストから消えてしまい見えなくなってしまうのか。クローズした理由を付して見えるようにしておいた方が、全く同じ案件を再起票することが無くなり、無駄な議論はなくなるように思う。

→了解した、クローズのものも別管理として分かるように残していく。（事務局回答）

・スイッチング支援システムを使ってワンストップで廃止取次を行うことが標準であると認識しているが、廃止取次を使わずスイッチング開始と廃止を別々に申込む手段（ツーストップ）も残していると認識している。その場合、システム上はお互いどう

いうタイミングで何をするのか、イメージを確認したい。解約される側はスイッチング廃止申込を出し、新小売側はスイッチング開始申込を出すという処理を別々に行うことになると思うが、システム登録のタイミング等に制約はあるか。

→制約は特になく、マッチング期限日までに廃止と開始が整わなければ、却下されるだけである。

⇒解約される側がスイッチング廃止申込のみを出した場合であっても電気が止まることはない認識でよい。

→スイッチングなので、電気が止まることはない。廃止取次をやってもやらなくても、現小売側はスイッチング廃止申込をすることとなる。そのきっかけが需要者から来るか、新小売から来るかの違いだけである。廃止取次をした場合には、1 時間に 1 回の確認のルールがあるためそこから速やかに現小売もスイッチング廃止申込を行うこととなるが、需要者に委ねてしまえば、需要者がいつ廃止申込するか、スイッチングの意思を現小売に申し出るかは新小売側の範疇の及ばないところとなるため、新小売側が申込みのタイミングを見計らうのが難しくなるのかもしれない。

⇒切替希望日があったとして、ツーストップで行った場合、申込みにタイムラグがあっても不都合が生じることはないか。

→需要者がマッチング期限日までに手続きが間に合うようにスイッチング廃止申込、開始申込を申し出れば問題ない。

⇒廃止取次をせずにスイッチング廃止申込をしてほしいという要望を頂くこともあり、その際廃止日を通知されないケースがある。この時何日付で廃止申込をすればよいのか分からず、また申込んだとしてどのように処理されるのか。

→いつから新小売側に切り替えたいかは、需要者と新小売側で協議がなされているはずである。需要者に対し、何日付で契約が切り替わるのか明確に伝えていけば問題ないと思われるし、伝えていないはずである。需要者に対して現小売側に対する手続き内容を事細かに説明することは新小売側の責務ではなく、いつ解約したいのか需要者自らが現契約先に伝えるのは民々の契約として当たり前ではないかと考える。

⇒現在、スイッチングの開始は次の定例検針日ということで、日付を入れさせていないことが多いと認識している。スイッチング廃止を個別に行う時に開始の時は日付を入れさせないが、廃止の時は入れさせるような仕組みとなっているかは疑問がある。暗黙的には、次回定例検針日が切替日になっているのかもしれないが、この限りではない。

⇒そこで開始日と廃止日にかい離があれば、マッチングしないということか。

→その場合は、スイッチング開始の日付が優先される。

⇒システム上の動作は分かったが、運用上トラブルになることもあるため、ツーストップの場合は、新旧小売電気事業者が廃止日や開始日を明確に伝えるようにできないか。

→切替の日付が分からないまま需要者に任せるのはいまいかがなものかと思う。旧一般電気事業者の小売には、問題の所在があるのか、まだどこまで対応できるか分からないが、ご指摘いただいた旨を周知する。また、これは旧一般電気事業者の小売だけの課題ではないため、ツーストップを行う事業者は廃止日、開始日を伝えるような仕組みを意識づけないと回っていかないと考える。(事務局回答)

→書きぶり含め、マニュアルに記載を追加することで対応するべきか検討が必要かと思う。(事務局回答)

3. 30 分電力量・確定使用量通知の B P に関するご意見・ご要望状況 (資料 3)

事務局より 30 分電力量・確定使用量通知の B P に関するご意見・ご要望状況について説明。

・大別して本来 4 月でできているべきところに対して一部不具合が生じているものに関する要望、これから標準化・統一化を要望するものの 2 つがあると認識。それぞれニーズ、優先度、対応可否を見極めながら対応していきたい。

■ 質疑等

・7 について。前向きに改修に取り組んでいるということは、ゆくゆくは統一化されるということか。

→方向性としては、他社と同じ形に持っていく方向性であると聞いている。

・9 について。運用事例集のうち、具体的にどこに記載されているのか。また、BP に記載されているキーとなる項目 (◎のついている項目) の位置づけについて確認をしたい。

→運用事例集の p19 に記載がある。今回ご指摘いただいた部分は、組合せの問題など細かなところがあり、BP のタグの定義の中では分からないところと認識している。運用事例集の位置づけ含め、検討しなければいけないと考えている。

4. スイッチング支援システム取扱マニュアルの改版について（資料4）

事務局よりスイッチング支援システム取扱マニュアルの改版について説明。

- ・前回実務者会議での指摘を含め、記載に誤りのあった箇所について代表例として低圧需要分を提示。
- ・同様の改版を高圧、低圧 FIT 電源編に反映のうえ、システム窓口責任者向けに展開する。

■ 質疑等

- ・再点、廃止の修正案のとおり修正するのであれば、当該ページ下部の破線内の記載についても修正が必要ではないか。
→ご指摘のとおりである、資料展開時には記載を修正する。（事務局回答）

5. その他

- ・スイッチング廃止取次における留意事項についてという周知文書を、6月20日ごろにスイッチング支援システムに登録されているシステム窓口責任者向けに展開する。（事務局）
- ・供給地点特定番号の変更があった場合、あらかじめ変更について通知いただけるとのことだったが、事後報告となっているケースがあった。忙しい状況かとは思いますが、できる限りあらかじめ通知頂くようお願いしたい。
- ・供給地点特定番号が変わるケースは、営業所の統廃合や検針日の変更などが該当する認識だが、たまに後半の需要者毎にユニークな番号が変更されていることがある。
→基本的には変わらないと思うが、具体事例いただければ事実関係を確認する。
- ・東京電力の例で、未公開の地点のリストを頂いているが、確定使用量が更新された後、未公開でなくなった地点であっても、未公開の地点としてリストに残ってしまっている。未公開のリストも更新頂きたい。
→現在運用がどうなっているか、確認をする。
- ・運用事例集で、東北電力の高圧部分供給のみ、変動分の30分値で記載されている。これを他社と使用を合わせ、全量で出すようにしていただけないか。
→ニーズが不明瞭であるが、詳細確認のため、具体的な事例を頂きたい。

○次回は7/21（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上